

設計業務特記仕様書

業 務 名 : 令和5年度配水管実施設計業務

業 務 場 所 : 鳴門市大麻町

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「令和5年度配水管実施設計業務」に適用する。

2. 業務計画

本業務の目的及び主旨を把握した上で、業務計画書を提出すること。

3. 基本事項

1) 設計協議

- (1) 第1回打合せ 設計工程、方針及び貸与資料の確認を行う。
- (2) 中間打合せ 設計業務の主な区切りにおいて、必要に応じて諸条件を確認する。
- (3) 最終打合せ 委託業務完了時における総括説明及び成果品納入、検査の立会いを行う。

2) 実施設計業務

① 現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件の具体的調査、在来管等の調査及び資料収集を行う。

② 設計計画

設計条件・細部条件について技術的に検討し、適応基準との整合を図る。
工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画を行う。

③ 図面作成

設計計画、設計計算に基づき詳細設計図を作成する。

④ 数量計算

工事に必要な数量のすべての計算で、数量計算書を作成する。

⑤ 審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面との整合性、計算書の精査を行う。

4. 業務内容

1) 実施設計（小口径 布設替詳細設計）

配水管

口径 ϕ 100mm以下

L=730m

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年 9月29日まで

6. 成果品

- (1) 設計図面： A3用紙、紙製本【1部】
- (2) 報告書： 数量計算書、設計書、積算資料、見積書、打合記録簿
工事占用申請資料、現地調査資料、その他資料【1部】
- (3) 原稿・電子データ：1式（ORGデータ含、CD-R）
- (4) その他監督員が指示するもの 必要部数

7. 遵守事項

- (1) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。
- (2) 設計上の根拠資料は報告書に明示すること。
- (3) 受注者は、発注者の行う関係機関との打合せ、地元説明会等に必要な技術資料等の作成を行うほか、発注者の指示により立会、あるいは関係機関との打合せ等を行うものとする。
- (4) 受注者は、設計業務実施のため必要な関係官公庁等に対する諸手続きを迅速に処理しなければならない。
- (5) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務については、契約後10日以内にその業務内容を測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS:テクリス)に登録し、業務カルテを提出すること。

8. その他

1) 監督員

- (1) 発注者は、設計業務について指示、承諾及び協議を代行させる監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者
 - (1) 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
 - (2) 管理技術者は、契約書、図面、仕様書等に基づき、設計業務に関する一切の事項

を処理するものとする。

- (3) 管理技術者は、業務の履行にあたり、①技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち「上下水道部門－上水道及び工業用水道」又は「総合技術監理部門」（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者）、②RCCM（上水道及び工業用水道）、③認定技術管理者（建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 項ロに該当すると認定された者）のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- (4) 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

3) 照査技術者

- (1) 受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (2) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者でなければならない。
- (4) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

4) 担当技術者

- (1) 受注者は、設計業務における担当技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (2) 担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

5) 土地の立ち入り等

- (1) 受注者は、設計業務を実施するため国有地、公有地及び私有地に立ち入る必要の生じた場合は、関係者と十分な協議を保ち、設計業務が円滑に進捗するようにつとめなければならない。尚、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合は、直ちに監督員に報告し協議しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務を実施するため国有地、公有地及び私有地に立ち入る場合は、関係法令に規定する身分証明書等を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務を実施するため、植物伐採、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するとともに所有者の同意を得なければならない。
- (4) 前項の場合において生じた損失のための経費の負担は、協議により定めるものとする。

6) 試験掘削・測量等

- (1) 地下埋設物調査のための試験掘削、設計図面作成のための測量及びその他作業が必要となる場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。

7) 手直し

- (1) 受注者は、設計業務が完了したとき、受注者の責に帰すべき理由による成果品の

不良個所が発見された場合は、速やかに、訂正、補足その他必要な措置をとらなければならない。

9. 準拠指針等

本業務を行うにあたり、下記の技術資料に準拠すること。

- (1) 水道施設設計指針 2012 (日本水道協会)
- (2) 水道施設耐震工法指針・解説 2009 (日本水道協会)
- (3) 簡易水道施設基準解説 (全国簡易水道協議会)
- (4) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)
- (5) その他関連図書等